運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月1日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになりました。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

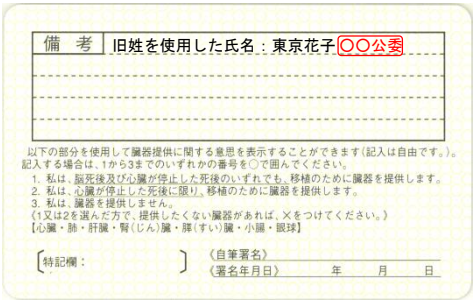

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

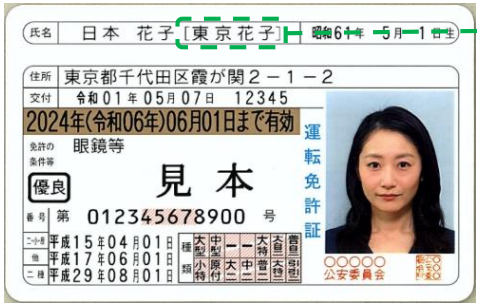

[ ]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

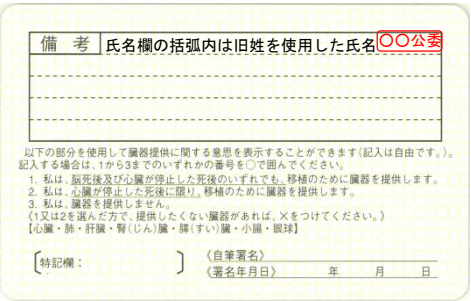

再交付の場合は**2,250円**の手数料がかかります。

【手続に必要なもの】(以下のいずれかと運転免許証)

- **旧姓が記載された住民票 ・・・ 「旧氏」欄に旧姓が記載されているもの**
- **旧姓が記載されたマイナンバーカード ・・・ 「追記」欄に旧姓が記載されているもの又は「氏名」欄に氏[旧氏]名が記載されているもの**

住民票の写しやマイナンバーカードに旧姓を併記するための手続については、市役所等にお問い合わせください。

※ 受付場所・受付時間については、運転免許センター又は警察署にお問い合わせいただくか、熊本県警察ホームページの運転免許手続をご覧ください。

※ 旧姓併記をされた場合、更新のお知らせ(はがき)など運転免許に関する通知の全てに旧姓を使用した氏名が記載されます。